

【契約書別紙】 介護老人福祉施設サービス利用重要事項説明書

< 令和7年4月1日 現在 >

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 052-739-1155 (午前8時30分～午後5時30分まで)
 担当 生活相談員 伊藤 昌弘

2. 特別養護老人ホーム しだみの里の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム しだみの里
所在地	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番地の3
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (愛知県2371304664)

(2) 同施設の居室等の概要

定員100名+短期入所(ショートステイ)20名+空所利用

居室・設備の種類	室数	居住費算定 及び 備考
2人部屋	2室	多床室 (1室 30.21 m ²)
	2室	多床室 (1室 30.52 m ²)
	1室	多床室 (1室 31.01 m ²)
	1室	多床室 (1室 32.69 m ²)
4人部屋	1室	多床室 (1室 51.58 m ²)
	3室	多床室 (1室 51.74 m ²)
	3室	多床室 (1室 51.75 m ²)
	1室	多床室 (1室 52.11 m ²)
	2室	多床室 (1室 52.20 m ²)
	2室	多床室 (1室 52.90 m ²)
	2室	多床室 (1室 52.98 m ²)
	5室	多床室 (1室 53.36 m ²)
	1室	多床室 (1室 53.96 m ²)
	3室	多床室 (1室 54.05 m ²)
	2室	多床室 (1室 54.81 m ²)
	1室	多床室 (1室 54.82 m ²)
	1室	多床室 (1室 56.09 m ²)
合計	33室	
静養室	1室	
浴室	4室	一般浴室、機械浴、特殊浴槽
医務室	1室	
調理室	1室	
介護職員室	3室	
食堂・機能訓練室	3室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、必置が義務づけられている施設・設備です。

(3) 同施設の職員体制

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
施設長（管理者）	1 名以上	1 名
医師	必要数	
生活相談員	1 名以上	1 名
介護支援専門員	1 名以上	1 名
管理栄養士	1 名以上	1 名
機能訓練指導員	1 名以上	1 名
介護職員	3 4 名以上	3 4 名
看護職員	3 名以上	

※ 常勤換算 : 職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した時間です。

3. サービス内容

居室

多床室（2人部屋）、多床室（4人部屋）になります。

食事

当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により食事を提供します。

（食事時間）朝食 8：00～ 9：00（各階）

昼食 12：00～13：00（各階）

夕食 18：00～19：00（各階）

入浴

週に最低2回入浴していただけます。

ただし、状態に応じ、部分浴または清拭となる場合があります。

介護

施設サービス計画に沿って下記の介護をおこないます。

着替え、排泄、食事等の介助、口腔ケア、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、

施設内の移動の付添い…等

機能訓練

各階の訓練室にて職員が機能訓練を行います。

生活相談

常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

健康管理

当施設では、年間1回健康診断を行います。日程については別途ご連絡します。

また、医務室にて診察や健康相談サービスを受けることができます。

特別食の提供

当施設では通常のメニューの他に特別食をご用意しております。

メニューは毎月変わりますので、詳しくは職員にお尋ねください。

理美容サービス

当施設では、月に2回程度理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

行政手続代行

行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は生活相談員にお申し出下さい。

ただし、手続に係る経費はその都度お支払いいただきます。

日常費用支払代行

介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払代金を申し込むことができます。

（衣類、おやつ、日用品の購入等）

所持品の保管

居室のスペースに置くことのできない所持品を保管室にて預かります。

ただし、預けることのできる所持品の種類や体積に制限があります。

行事

毎月、入所者、地域ふれあい交流（外出ショッピング）等の行事を行います。
行事によっては別途参加費がかかるものもございます。
詳しくは毎月の月間予定表をご覧ください。

貴重品管理

貴重品の管理が困難な場合は、貴重品管理サービスをご利用いただけます。
詳細は、次の通りです。

- ・管理する金銭等の形態 : 施設の指定する金融機関に預け入れている預金。
- ・お預かりするもの : 上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑
- ・保管場所 : 通帳は、施設長室鍵付きキャビネット
: 印鑑は、施設長室の金庫
- ・保管管理者 : 施設長が責任を持って管理します。
- ・出納方法 : 別途定める「預り金管理要領」のとおり。

4. 利用料金

(1) 基本料金

介護保険単位数の1単位は10.68円です。

自己負担額は、介護保険負担割合証記載の割合に対する額です。

① 施設利用料

○基本料金（1日あたり）

要介護度	単位数	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
要介護度1	589	¥629	¥1,258	¥1,887
要介護度2	659	¥704	¥1,408	¥2,112
要介護度3	732	¥782	¥1,564	¥2,346
要介護度4	802	¥857	¥1,713	¥2,570
要介護度5	871	¥931	¥1,861	¥2,791

※ 入所後30日以内の期間、及び、入院期間を30日以上超えた場合の退院後30日間は、初期加算が上記料金に1割負担¥32 2割負担¥64 3割負担¥96（30単位）割増になります。

※ 入所期間中に入院、または外泊した期間の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。月内で6日間、月をまたぐ場合は12日間の外泊時費用として1日あたり 1割負担¥263 2割負担¥526 3割負担¥789（246単位）になります。

② 日常生活継続支援加算

・12ヶ月、もしくは6ヶ月の新規入所者「要介護4・5」が70%以上 または、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方を65%以上受け入れている。かつ 入所者数に対して介護福祉士が「6：1」以上配置されている場合。

1日あたり 1割負担¥39 2割負担¥77 3割負担¥116（36単位）

③ サービス提供体制強化加算

(I) 介護福祉士の割合が80%以上（常勤換算）配置されている場合。

または勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上（常勤換算）配置されている場合。

1日あたり 1割負担¥24 2割負担¥47 3割負担71（22単位）

(Ⅱ) 介護福祉士の割合が60%以上(常勤換算)配置されている場合。
1日あたり 1割負担¥20 2割負担¥39 3割負担¥58 (18単位)

(Ⅲ) 介護福祉士の割合が50%以上(常勤換算)配置されている場合。
または常勤職員の比率が75%以上(常勤換算)配置されている場合。
または勤続年数3年以上の職員の比率が30%以上(常勤換算)配置されている場合。
1日あたり 1割負担¥7 2割負担¥13 3割負担¥20 (6単位)

④ 看護体制加算(Ⅰ)

・常勤の看護師を1名以上配置している場合。
1日あたり 1割負担¥5 2割負担¥9 3割負担¥13 (4単位)

看護体制加算(Ⅱ)

・看護職員を常勤換算方法で入所者数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置している。
・最低基準を1人以上上回って看護職員を配置している。
・当該施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保している。
上記の条件を満たしている場合。

1日あたり 1割負担¥9 2割負担¥17 3割負担¥26 (8単位)

⑤ 夜勤職員配置制加算

(Ⅰ) 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合
1日あたり 1割負担¥14 2割負担¥28 3割負担¥42 (13単位)

(Ⅲ) 現行の要件に加えて、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は、
喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合。

1日あたり 1割負担¥17 2割負担¥34 3割負担¥51 (16単位)

⑥ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)

・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又は
リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴
覚士、医師から助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で機能訓練指導
員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等する場合。

1月あたり 1割負担¥107 2割負担¥214 3割負担¥321 (100単位)

生活機能向上連携加算(Ⅱ)

・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又は
リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴
覚士、医師が、介護老人福祉施設等を訪問し、介護老人福祉施設等の職員と共同で、アセ
スメントを行い、個別機能訓練計画を作成し、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生
活相談員その他職種の者が協働して、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施する場
合。(個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月)

1月あたり 1割負担¥214 2割負担¥428 3割負担¥641 (200単位)

⑦ 個別機能訓練加算Ⅰ

・ 1日あたり 1割負担 ¥13 2割負担 ¥26 3割負担 ¥39 (12単位)

個別機能訓練加算Ⅱ

・ 個別機能訓練加算Ⅰを算定している入所者について、個別機能訓練計画書の情報を厚生労働省に提出した場合。

1月あたり 1割負担 ¥22 2割負担 ¥43 3割負担 ¥64 (20単位)

個別機能訓練加算Ⅲ

- ・ 個別機能訓練加算Ⅱを算定していること。
- ・ 口腔衛生管理加算Ⅱ及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。
- ・ 入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有していること。
- ・ 共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間共有していること。

1月あたり 1割負担 ¥22 2割負担 ¥43 3割負担 ¥64 (20単位)

⑧ ADL維持等加算Ⅰ

- ・ 評価対象者等の総数が10人以上であること。
- ・ 評価対象者全員について利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目において **Barthel Index** を適切に評価できる者が **ADL** 値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。
- ・ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定した **ADL** 値から利用開始月に測定した **ADL** 値を控除し、初月の **ADL** 値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値 (調整済 **ADL** 利得) について評価対象者等から調整済 **ADL** 利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象者等とし、評価対象者等の調整済 **ADL** 利得を平均して得た値が1以上であること。

1月あたり 1割負担 ¥32 2割負担 ¥64 3割負担 ¥96 (30単位)

ADL維持等加算Ⅱ

- ・ **ADL** 維持等加算Ⅰのイとロを満たすこと。
- ・ 評価対象者等の調整済 **ADL** 利得を平均して得た値が2以上であること。

1月あたり 1割負担 ¥64 2割負担 ¥128 3割負担 ¥192 (60単位)

⑨ 若年性認知症受入加算

- ・ 受け入れた若年性認知症入所者毎に個別に担当を定め、その者を中心に特性やニーズに応じたサービスを行った場合

1日あたり 1割負担 ¥129 2割負担 ¥257 3割負担 ¥385 (120単位)

⑩ 常勤医師配置加算

常勤の医師を配置した場合

1日あたり 1割負担 ¥27 2割負担 ¥54 3割負担 ¥81 (25単位)

⑪ 精神科医療養指導加算

- ・ 認知症である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合

1日あたり 1割負担 ¥6 2割負担 ¥11 3割負担 ¥16 (5単位)

⑫ 障害者生活支援体制加算Ⅰ

・視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害がある者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者の数（以下「入所障害者数」という。）が15人以上の施設に加え、入所障害者数が入所者総数の30%以上の施設を対象とする。

1日あたり 1割負担¥28 2割負担¥56 3割負担¥84 (26単位)

障害者生活支援体制加算Ⅱ

・入所障害者数が入所者総数の50%以上、かつ、専ら障害者支援専門員としての職務に従事する常勤の職員である者を2名以上配置(障害者である入所者が50名以上の場合は、専従・常勤の障害者生活支援員を2名以上配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤換算方法で障害者である入所者の数を50で除した数に1を加えた以上配置しているもの。

1日あたり 1割負担¥44 2割負担¥88 3割負担¥132 (41単位)

⑬ 在宅サービスを利用したときの費用

・入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が、介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき一定の単位数を算定。

1日あたり 1割負担¥598 2割負担¥1196 3割負担¥1,794 (560単位)

⑭ 再入所時栄養連携加算

・医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食の新規導入)であって、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当該介護保険施設へ再入所した場合で、栄養マネジメント加算も算定している場合に、1回に限り算定。

1回あたり 1割負担¥428 2割負担¥855 3割負担¥1,282 (400単位)

⑮ 在宅・入所相互利用加算

・在宅・施設の介護支援専門員により計画的に居室を利用した場合。

1日あたり 1割負担¥43 2割負担¥86 3割負担¥129 (40単位)

⑯ 退所時情報提供加算

・医療機関へ退所する入所者について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提示した場合。

1回に限り 1割負担¥267 2割負担¥534 3割負担¥801 (250単位)

⑰ 退所時等相談援助加算

退所前訪問相談援助加算 1割負担 ¥492 (460単位)

2割負担 ¥983

3割負担 ¥1,474

退所後訪問相談援助加算 1割負担 ¥492 (460単位)

2割負担 ¥983

3割負担 ¥1,474

退所時相談援助加算 1割負担 ¥428 (400単位)

2割負担 ¥855

3割負担 ¥1,282

退所前連携加算 1割負担 ¥534 (500単位)

2割負担 ¥1,068

3割負担 ¥1,602

⑱ 栄養マネジメント強化加算

- ・管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数50で除して得た数以上を配置すること。
- ・低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、・医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等踏まえた食事の調整等を実施すること。
- ・入所者が退所する場合において、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行うこと。
- ・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること。
- ・入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

1日あたり 1割負担¥12 2割負担¥24 3割負担¥36 (11単位)

⑲ 経口移行加算

- ・経管により食事を摂取する方について、経口摂取を進めるために医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。

1日あたり 1割負担¥30 2割負担¥60 3割負担¥90 (28単位)

⑳ 経口維持加算

- ・誤嚥が認められる入所者について医師の指示に基づき管理栄養士等により作成された経口維持計画を行う場合。

1月あたり

(Ⅰ) 1割負担¥428 2割負担¥855 3割負担¥1,282 (400単位)

(Ⅱ) 1割負担¥107 2割負担¥214 3割負担¥321 (100単位)

㉑ 口腔衛生管理加算Ⅰ

- ・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケア月2回以上行った場合。

1月あたり 1割負担¥97 2割負担¥193 3割負担¥289 (90単位)

口腔衛生管理加算Ⅱ

- ・口腔衛生管理加算Ⅰの要件に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出した場合。

1月あたり 1割負担¥118 2割負担¥235 3割負担¥353 (110単位)

㉒ 療養食加算

- ・医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合。

1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位。

1回あたり 1割負担¥7 2割負担¥13 3割負担¥20 (6単位)

㉓ 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ

- ・感染症第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- ・協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。
- ・診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

1月あたり 1割負担¥11 2割負担¥22 3割負担¥32 (10単位)

高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ

・診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。

1月あたり 1割負担¥6 2割負担¥11 3割負担¥16 (5単位)

②④ 協力医療機関連携加算

・以下の要件を満たす協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等情報を共有する会議を定期的開催している場合。

(協力医療機関の要件)

・入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

・高齢者施設等からの診察の求めがあった場合において、診察を行う体制を確保していること。

・入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

1月あたり 1割負担¥54 2割負担¥107 3割負担¥161 (50単位)

上記以外の医療機関の場合

1月あたり 1割負担¥6 2割負担¥11 3割負担¥16 (5単位)

②⑤ 配置医師緊急時対応加算

・入所者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や診察を依頼するタイミングなどについて、配置医師と施設の間で、具体的な取り決めがなされているうえで、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し、診療を行った場合。

通常の勤務時間外の場合 1回あたり

1割負担¥348 2割負担¥695 3割負担¥1,042 (325単位)

早朝・夜間の場合 1回あたり

1割負担¥695 2割負担¥1,389 3割負担¥2,083 (650単位)

深夜の場合 1回あたり

1割負担¥1,389 2割負担¥2,777 3割負担¥4,166 (1300単位)

②⑥ 看取り介護加算

(I) 常勤の看護師を1名以上配置している場合。

死亡日以前31～45日	1日あたり	1割負担	¥ 77	(72単位)
		2割負担	¥ 154	
		3割負担	¥ 231	
死亡日以前4～30日	1日あたり	1割負担	¥ 154	(144単位)
		2割負担	¥ 308	
		3割負担	¥ 462	
死亡日の前日・前々日	1日あたり	1割負担	¥ 727	(680単位)
		2割負担	¥ 1,453	
		3割負担	¥ 2,179	
死亡日	1日あたり	1割負担	¥ 1,367	(1,280単位)
		2割負担	¥ 2,734	
		3割負担	¥ 4,101	

(II) 配置医師緊急時対応加算 (上記②⑤) における要件の医療提供体制を整備し、施設内で実際看取った場合。

死亡日以前31～45日	1日あたり	1割負担	¥ 77	(72単位)
		2割負担	¥ 154	
		3割負担	¥ 231	
死亡日以前4～30日	1日あたり	1割負担	¥ 154	(144単位)
		2割負担	¥ 308	
		3割負担	¥ 462	
死亡日の前日・前々日	1日あたり	1割負担	¥ 833	(780単位)
		2割負担	¥ 1,666	
		3割負担	¥ 2,499	
死亡日	1日あたり	1割負担	¥ 1,688	(1,580単位)
		2割負担	¥ 3,375	
		3割負担	¥ 5,063	

②⑦ 在宅復帰支援機能加算

・家族、居宅介護支援事業所と連絡調整を行っている場合。

1日あたり	1割負担	¥ 11	2割負担	¥ 22	3割負担	¥ 32	(10単位)
-------	------	------	------	------	------	------	--------

②⑧ 在宅・入所相互利用加算

・1日あたり 1割負担¥43 2割負担¥86 3割負担¥129 (40単位)

②⑨ 認知症専門ケア加算 I

・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が入所者の1/2以上の場合。

・認知症介護実践者リーダー研修修了者を認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が20名未満の場合は1名以上配置し、20名以上の場合は10またはその端数を増すごとに1名以上配置している場合。

・職員間で認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導会議を定期的実施。上記の要件を満たしている場合。

1日あたり	1割負担	¥ 4	2割負担	¥ 7	3割負担	¥ 10	(3単位)
-------	------	-----	------	-----	------	------	-------

認知症専門ケア加算 II

・認知症専門ケア加算 I の要件を満たし認知症介護指導者研修終了者1名以上配置。

・介護・看護職員ごとの研修計画作成し、実施。

上記の要件を満たしている場合。

1日あたり	1割負担	¥ 5	2割負担	¥ 9	3割負担	¥ 13	(4単位)
-------	------	-----	------	-----	------	------	-------

③⑩ 認知症行動・心理症状緊急対応加算

- ・認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難で緊急に入居した場合。

1日あたり	1割負担	¥214	(200単位)	(7日間まで)
	2割負担	¥428		
	3割負担	¥641		

③⑪ 認知症チームケア推進加算Ⅰ

イ：施設における入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。

ロ：認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」）に資する認知

症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。

ハ：対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状に評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。

ニ：認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスに開催、計画に作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。

1月あたり 1割負担¥161 2割負担¥321 3割負担¥481 (150単位)

認知症チームケア推進加算Ⅱ

- ・認知症チームケア推進加算Ⅰのイ、ハ及びニに掲げる基準に適合すること。
- ・認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。

1月あたり 1割負担¥129 2割負担¥257 3割負担¥385 (120単位)

③⑫ 褥瘡マネジメント加算Ⅰ

- ・入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時・サービス利用開始時に評価するとともに少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出した場合。
- ・評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。
- ・入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者・利用者の状態について定期的に記録していること。
- ・評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。

上記の要件を満たしている場合。

1月あたり 1割負担¥4 2割負担¥7 3割負担¥10 (3単位)

褥瘡マネジメント加算Ⅱ

- ・褥瘡マネジメント加算Ⅰの要件を満たすとともに、施設入所時・サービス利用開始時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合。

1月あたり 1割負担¥14 2割負担¥28 3割負担¥42 (13単位)

③③ 生産性向上推進加算Ⅰ

- ・生産性向上推進加算Ⅱのデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。
- ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
- ・職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組を行っていること。
- ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

1月あたり 1割負担¥107 2割負担¥214 3割負担¥321（100単位）

生産性向上推進加算Ⅱ

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示す提供（オンラインによる提出）を行うこと。

1月あたり 1割負担¥11 2割負担¥22 3割負担¥32（10単位）

③④ 排せつ支援加算Ⅰ

- ・排泄に介護を要する入所者毎に、要介護状態の軽減の見込みについて、医師、または医師と連携した看護師が施設入所時・サービス利用開始時に評価するとともに少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出すること。
 - ・評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。
 - ・評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者毎に支援計画を見直していること。
- 上記の要件を満たしている場合。

1月あたり 1割負担¥11 2割負担¥22 3割負担¥32（10単位）

排せつ支援加算Ⅱ

- ・排せつ支援加算Ⅰの要件を満たすとともに、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用から使用なしに改善していること。

1月あたり 1割負担¥16 2割負担¥32 3割負担¥48（15単位）

排せつ支援加算Ⅲ

- ・排せつ支援加算Ⅰの要件を満たすとともに、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、かつおむつ使用から使用なしに改善していること。

1月あたり 1割負担¥22 2割負担¥43 3割負担¥64（20単位）

③⑤ 自立支援促進加算 I

- ・医師が入所者毎に自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。
- ・医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で、自立支援に係る支援計画を策定し支援計画に従ったケアを実施していること。
- ・医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等毎に支援計画を見直していること。
- ・医学的評価の結果を厚生労働省に提出していること。

上記の要件を満たしている場合。

1月あたり 1割負担¥321 2割負担¥641 3割負担¥962 (300単位)

③⑥ 科学的介護推進体制加算 I

- ・入所者毎の、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合。

1月あたり 1割負担¥43 2割負担¥86 3割負担¥129 (40単位)

科学的介護推進体制加算 II

- ・科学的介護推進体制加算 I の情報に加え疾病の状況を厚生労働省に提出した場合。

1月あたり 1割負担¥54 2割負担¥107 3割負担¥161 (50単位)

③⑦ 安全対策体制加算

- 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。

入所時に1回 1割負担¥22 2割負担¥43 3割負担¥64 (20単位)

③⑧ 特別通院送迎加算

- ・透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上送迎を行った場合。

1月あたり

1割負担¥635 2割負担¥1,269 3割負担¥1,903 (594単位)

③⑨ 介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算 (I) 算定総単位数の1000分の140に相当する単位数。

介護職員処遇改善加算 (II) 算定総単位数の1000分の136に相当する単位数。

介護職員処遇改善加算 (III) 算定総単位数の1000分の113に相当する単位数。

介護職員処遇改善加算 (IV) 算定総単位数の1000分の90に相当する単位数。

④⑩ 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束の適性化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ・身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにやむをえない理由を記録すること。
- ・身体的拘束等の適性化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適性化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適性化のための研修を定期的実施すること。

1日につき 所定単位数から10%減算

④⑪ 安全管理体制未実施減算

事故の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ・事故の発生防止のための指針を整備すること。
- ・事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- ・事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的実施すること。
- ・上記の措置を適切に実施するための担当者を設置すること。

1日につき 所定単位数から5単位（利用料5円）減算

④⑫ 栄養ケアマネジメント未実施減算

栄養ケアマネジメントの取り組みを一層強化する観点から、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ・栄養士又は管理栄養士を1名以上配置すること。
- ・管理栄養士が継続的に入所者毎の栄養状態を把握し、ケア計画を作成し栄養管理すること。

1日につき 所定単位数から14単位（利用料15円）減算

④⑬ 業務継続計画未実施減算

以下の基準に適合していない場合

- ・感染症や非常災害発生時のBCP（業務継続計画）を策定すること。
- ・BCP（業務継続計画）に従い必要な措置を講ずること。

1日につき 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算

④⑭ 高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- ・虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1日につき 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

④ 居住費及び食費

1日単価：円

対象者		区分	居住費	食費
生活保護受給者		利用者負担 第1段階	0	300
世帯全員が市町村民税非課税者	老齢福祉年金受給者	利用者負担 第1段階		
	公的年金等収入額と合計所得金額の合計が「遺族年金」や「障害年金」といった非課税年金も含めて80万円以下の方	利用者負担 第2段階	430	390
	公的年金等収入額と合計所得金額の合計が「遺族年金」や「障害年金」といった非課税年金も含めて80万円超120万円以下の方	利用者負担 第3段階 (1)	430	650
	公的年金等収入額と合計所得金額の合計が「遺族年金」や「障害年金」といった非課税年金も含めて120万円超の方	利用者負担 第3段階 (2)	430	1,360
上記以外の方		利用者負担 第4段階	915	1,445

※利用者負担段階につきましては、各市町村介護福祉・保険担当窓口へお問い合わせ下さい。利用者負担第4段階の方も減額措置(特例減額措置)が受けられる場合がございます。詳しくは、各市町村介護福祉・保険担当窓口へお問い合わせ下さい。

※入所期間中に入院、または外泊期間中、居室が確保されている場合、上記居住費に応じた料金となりますのでご了承下さい。

(2) その他の料金

- ① おやつ代 1日あたり ￥ 100
- ② 理美容費 業者が入っておりますので直接お支払い頂きます。
- ③ 経管栄養必要物品費 実費
- ④ その他
 - ・ 喫茶・居酒屋コーナー利用代金 実費
 - ・ お菓子販売、自動販売機、利用代金 実費
 - ・ 日常生活品の購入代金 実費
 - ・ レクリエーション費用 実費
 - ・ 電源を必要とする電気製品使用料
 - 冷蔵庫 1日あたり ￥50 パソコン・充電器 1日あたり ￥30
 - 電気毛布・あんか 1日あたり ￥40 電子レンジ 1日あたり ￥85
 - 電気ポット 1日あたり ￥35
 - ・ 旅行、ショッピング等の行事参加時は別途料金がかかります。

- ⑤ 金銭管理費 1日あたり ￥ 100
※施設で金銭管理が必要と判断した場合に限り、料金がかかります。

- (3) 社会福祉法人減免措置 負担軽減策
当法人では、「社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度」を実施しています。
詳しくは、各市町村介護福祉・保険担当窓口へお問い合わせ下さい。

- (4) 支払方法
毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、翌月20日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。
お支払方法は、預金口座振替及びコンビニ決済とさせていただきます。

5. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

入所申込書に必要な事項を記入の上、お申し込みください。居室に空きがあれば入所いただけます。入所前に契約を結び、その後サービスの提供を開始します。在宅介護サービスをご利用の場合は、事前に居宅介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続き

① 入所者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の30日前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 入所者が他の介護保険施設に入所した場合。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた入所者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合。
※ この場合、認定日から30日の経過をもって退所していただくことになります。ただし、一定の要件に照らし入所継続が必要と認められた場合は、引き続き入所が可能です。
- ・ 入所者がお亡くなりになった場合。

③ その他

- ・ 入所者が、サービス利用料金の支払を30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または入所者やご家族などが当施設との本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・ 入所者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、文書での通知の上、契約を終了させていただきます。
- ・ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

1. 事業所は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅復帰を念頭において、入浴、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにします。
2. 事業所は、入所者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ち日常生活に必要な援助・介護サービスを行います。
3. 当事業所は、レクリエーション・四季を通じたさまざまな行事を行い入所生活の質を高めます。
4. 事業の実施にあたり、入所者がその他の保健医療・福祉サービス提供者と継続的統一的に介護サービスの提供が出来る様に、その他の保健医療・福祉サービス提供者との連携に努めます。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 面会者は、面会時間を遵守し、受付にて記帳して下さい。
面会時間：午前8時30分から午後8時00分
- ・外出、外泊 外泊・外出の際には必ず行先と帰宅時間を職員に申し出て所定の書類にご記入下さい。
- ・飲酒、喫煙 館内は禁煙のため、喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
飲酒は他の入所者に迷惑をかけなければ原則として自由です。
- ・設備、器具の利用 施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
- ・金銭、貴重品の管理 お預かりした物以外の責任は負いかねます。
- ・所持品の持ち込み 各居室に備え付きのタンスに収まる程度とします。
- ・協力医療機関以外の受診 原則としてご家族の方にお問い合わせ致します。
- ・宗教・政治活動 施設内で他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
- ・ペット 施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
- ・電気器具の持ち込み 原則としてご遠慮下さい。
施設管理者が認めた場合はこの限りではありません。
但し その場合においても使用料は実費負担となります。
又これに起因する事故等についての責任は負いかねます。
- ・危険物の持ち込み ナイフ・ライター・マッチ等危険物の持ち込みはご遠慮下さい。
これに反して持ち込んだ場合は当施設にてお預かりいたします。
又、これに起因する事故等についての責任は負いかねます。

7. 事故発生時及び、緊急時の対応方法

施設サービスの提供により事故が発生した場合や、入所者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。安全対策部門を設置し、事故の発生又は再発防止の為の措置を適切に実施します。

安全対策管理者 施設長 堀尾 将和

緊急連絡先	氏名		続柄	
	住所			
	電話番号			

8. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 別途定める「特別養護老人ホームしだみの里 消防計画」に則り対応を行います。
- ・ 防災設備 スプリンクラー、自動火災報知機、屋内消火栓、非常通報装置、非常用電源、防火扉等完備
- ・ 防災訓練 別途定める「特別養護老人ホームしだみの里 消防計画」に則り避難訓練等を実施します。
- ・ 防火責任者 施設長 堀尾 将和

9. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご入所者相談・苦情担当 電話 052-739-1155

苦情受付担当者 生活相談員 伊藤 昌弘

苦情解決責任者 施設長 堀尾 将和

② 苦情解決第三者委員

佐藤 望

岡寄 律子

③ 苦情処理相談窓口

愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情相談窓口

電話 052-971-4165

名古屋市守山区役所 保健福祉センター福祉部福祉課 高齢福祉係

電話 052-796-4605

名古屋市役所 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課

電話 052-959-2592

10. 嘱託医

医療機関の名称 きっこファミリークリニック
院長名 加藤 宗博
所在地 名古屋市守山区深沢1丁目705番地
電話番号 052-736-5010
診療科目 内科・呼吸器科・アレルギー科・小児科

11. 協力医療機関

医療機関の名称 名古屋徳洲会総合病院
院長名 亀谷 良介
所在地 愛知県春日井市高蔵寺町北2丁目52
電話番号 0568-51-8711
診療科目 内科 総合内科 総合診療科 消化器内科 循環器内科 呼吸器内科
脳神経内科 血液内科 外科 消化器外科 呼吸器外科 乳腺外科
心臓血管外科 胸壁外科 整形外科 脳神経外科 緩和ケア外科
泌尿器科 皮膚科 形成外科 眼科 耳鼻咽喉科 小児科 小児循環器
内科 婦人科 麻酔科 歯科口腔外科 救急集中治療部 総合診療部

入院設備 ベッド数 350床
救急指定の有無 有り

12. 協力歯科医療機関

医療機関の名称 むとう歯科医院
医師名 武藤 直広
所在地 愛知県東郷町大字諸輪字中木戸西304番1
電話番号 0561-38-2161

13. 福祉サービス第三者評価実施状況

実施の有無 有・無

1 4. 施設経営法人の概要

法人名 社会福祉法人 愛生福祉会
法人所在地 愛知県名古屋市北区鳩岡町1丁目7番地20
代表者職・氏名 理事長 増井 香織
定款の目的に定めた事業

1.	介護老人福祉施設事業	8 箇所
2.	地域密着型介護老人福祉施設	2 箇所
3.	軽費老人ホーム	1 箇所
4.	軽費老人ホームケアハウス	1 箇所
5.	短期入居生活介護事業	10 箇所
6.	高齢者自立支援短期宿泊事業	1 箇所
7.	通所介護事業	8 箇所
8.	認知症対応型老人共同生活援助事業	3 箇所
9.	訪問介護事業所	4 箇所
10.	訪問入浴介護事業	1 箇所
11.	居宅介護支援事業	4 箇所
12.	配食サービス事業所	1 箇所
13.	生活援助員派遣事業	1 箇所
14.	事業所内託児所	3 箇所
15.	養護老人ホーム	1 箇所
16.	サービス付き高齢者向け住宅事業	1 箇所
17.	介護員養成研修事業	1 箇所
18.	調剤薬局	1 箇所
19.	診療所	1 箇所
20.	訪問看護	1 箇所

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入居にあたり、契約書および本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 愛知県名古屋守山区大字上志段味字東谷 2074 番地の 3

名称 特別養護老人ホーム しだみの里

管理者 施設長 堀尾 将和 印

説明者 所属 特別養護老人ホーム しだみの里

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、了承しました。

(入所者) 住所

氏名 _____ 印

(入所者保証人) 住所

氏名 _____ 印

入所者との続柄